

議会の委任による専決処分の報告  
(世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築給排水衛生設備工事)

- 1 契約件名 世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築給排水衛生設備工事
  
- 2 相手方 東京都世田谷区北沢四丁目16番13号  
大立・第一建設共同企業体  
代表者 東京都世田谷区北沢四丁目16番13号  
大立工業株式会社  
代表者 土橋昇一  
構成員 東京都杉並区桃井二丁目21番3号  
有限会社第一総合サービス  
代表者 高田清
  
- 3 契約金額 変更前 329,400,000円  
変更後 330,192,000円
  
- 4 工期 変更前 令和2年4月30日  
変更後 令和2年6月29日
  
- 5 変更理由 近接工事に伴う鉄道事業者との協議の結果、建築工事に工期延伸の必要が生じたため。
  
- 6 専決処分日 令和2年4月7日